

歯科口腔外科の新設（5月1日～）と 神経内科の常設（4月1日～）のお知らせ

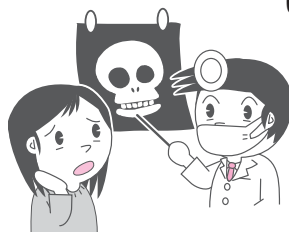
問い合わせ

中央病院総務課 ☎52-1131

中央病院では、市民の皆さんからの強い要望により、歯科口腔外科を5月1日から新設します。また、神経内科の外来診療部門を4月1日から常設化し、入院の受け入れとあわせて対応していきます。

◆歯科口腔外科（別館一階）

口をあけたときの痛みなど、あごの関節の病気、受け口やあごのゆがみ、あごの骨折、唾液腺の病気、口の粘膜の病気、口やあごの奇形など、口の中とあごの骨の病気を診療します。一般の歯科とは違い、**虫歯や歯槽膿漏**などの診療は行いませんのでご注意ください。



◆神経内科（二階）

脳、せきすい、末梢神経、筋肉の病気を診療します。頭痛や目まいのような身近に見られる症状から、突然の意識障害やまひといった救急疾患までさまざまな症状が診療の対象となり、その症状から診断の糸口を見つけ、治療を進めます。神経内科で診察する病気は、特別な治療がいらぬものから、厚生労働省指定の神経難病までさまざまです。

診療時間は、いずれも中央病院の他の診療科の診療時間に準じます。

四月一日から

小規模貯水槽水道の管理が義務づけられます

水道法などの改正により、四月一日から、ビルやアパートなどの小規模貯水槽水道（受水槽が十立方メートル以下）についても、清掃及び検査が義務づけられます。

水槽の清掃

一年以内ごとに一回、定期的に専門の清掃業者に行ってもらいましょう。

水槽の点検

マンホールのふたの施錠や亀裂の有無、防虫網の設置などの点検を定期的に行いましょう。欠陥を発見したときは、速やかに改善措置をとってください。

水質検査の実施

蛇口から出る水の色、濁り、におい、味、残留塩素の検査を定期的に行ってください。異常があったときは、必要な項目の検査を行い、安全性を確認してください。

給水停止及び

利用者への周知
供給する水が健康を害する恐れがあるときは、直ちに給水を停止し、その水を飲まないよう利用者に知らせてください。



問い合わせ

水道部営業課

☎ 55-2847

簡易水道の場合は各簡易水道組合、または富士保健所 ☎65-2153